

「横浜市地震被害想定調査検討委員会」の設置について

1 趣旨

本市はこれまで、東日本大震災を踏まえて、平成 24 年度に公表した「横浜市地震被害想定調査報告書」の想定に基づき、防災対策を推進してきました。

前回調査から 10 年以上が経過し、この間、住宅の耐震化や不燃化対策の推進、人口減少、超高齢社会の進展など、社会情勢が変化しています。また、平成 28 年の熊本地震や令和 6 年の能登半島地震の被害様相や、国・県において新たな被害想定が示されるなど、最新の知見が蓄積しています。

こういった状況を踏まえ、令和 7 年 3 月に本市が改定した「横浜市地震防災戦略」を含め、本市の防災対策立案の基礎資料とするため、今年度、地震被害想定の見直しを行います。

この見直しにあたり、専門的事項についてご審議いただくことから、市防災会議条例第 6 条第 1 項※に基づき、部会を設置することについて、お諮りいたします。

2 部会名

横浜市地震被害想定調査検討委員会

3 委員構成（案）

資料 1-2 のとおり

〔・市防災会議条例第 6 条第 2 項※に基づき、委員会は、会長が指名する副会長、委員及び専門委員をもって組織します。
・同第 4 条第 2 項※に基づき、専門委員は、市長が委嘱します（本会議の承認後、改めて専門委員の委嘱手続きを行う予定です。）〕

4 主な審議内容

地震被害想定 of 想定地震、想定項目、想定手法、想定被害等に関すること

5 委員会の予定

令和 7 年 6 月から令和 8 年 3 月までに 4 回程度開催

6 委員会の運営について

- ・資料 1-3「横浜市地震被害想定調査検討委員会運営要綱（案）」のとおり
- ・検討状況は適宜、防災会議への報告を行うことを予定しています。

7 調査結果について

令和 7 年度中に本委員会が報告書をまとめる予定です。

※市防災会議条例

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県職員の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第 6 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する副会長、委員及び専門委員をもって組織する。

3 部会に、部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長がかけたときは、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

横浜市地震被害想定調査検討委員会 委員構成（案）

	選任区分	専門分野	氏名	所属等
1	専門委員	都市防災、建築防災	いながき けいこ 稲垣 景子	横浜国立大学准教授
2	専門委員	津波工学	いまい けんたろう 今井 健太郎	国立研究開発法人海洋研究 開発機構グループリーダー 代理
3	専門委員	地域安全システム学	かとう たかあき 加藤 孝明	東京大学生産技術研究所 教授
4	専門委員	地盤工学	きく ひろよし 規矩 大義	学校法人関東学院理事長（関 東学院大学教授）
5	専門委員	災害経済学、公共政策	ながまつ しんご 永松 伸吾	関西大学教授
6	専門委員	地震工学、構造工学	ひさだ よしあき 久田 嘉章	工学院大学教授
7	専門委員 （委員長）	地震学	ひらた なおし 平田 直	東京大学名誉教授

8	防災会議委員		あおき じゅん 青木 淳	神奈川県くらし安全防災局 参事監兼防災部長
9	防災会議副会長		ひらなか たかし 平中 隆	横浜市危機管理監

※ 五十音順 敬称略

横浜市地震被害想定調査検討委員会運営要綱（案）

制定 令和7年 月 日 総防第 号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市防災会議条例（昭和38年3月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第1号に掲げる横浜市防災計画の実施・推進のため、地震被害想定調査を行うことを目的に、条例第6条第1項に定める部会として設置する、横浜市地震被害想定調査検討委員会（以下「委員会」という。）を運営するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- （1） 委員会 条例第6条第1項に定める部会をいう。
- （2） 委員 条例第6条第2項に定める部会の構成員をいう。
- （3） 委員長 条例第6条第3項に定める部会長をいう。
- （4） 専門委員 地震被害想定調査をさせることを目的として、条例第4条第1項に基づき、防災会議に置く専門委員をいう。

（調査・検討事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項について、調査・検討を行う。

- （1） 想定地震に関すること。
- （2） 想定項目に関すること。
- （3） 想定手法に関すること。
- （4） 想定被害に関すること。
- （5） その他、必要な事項に関すること。

（組織等）

第4条 委員会は、条例第6条第2項に基づき、横浜市防災会議会長（以下、「会長」という。）が指名する横浜市防災会議副会長、横浜市防災会議委員及び専門委員をもって組織する。

2 委員長は、条例第6条第3項に基づき、会長が指名する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、条例第6条第4項に基づき、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

（委員の責務）

第5条 委員は、第3条に定める調査・検討を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員は、委員会を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、横浜市、横浜市防災会議又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

（会議）

第6条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員のほか、オブザーバーとして、市職員や横浜市防災会議委員の属する機関の職員等に出席を求め、その意見や説明を聴き、又は必要な資料の提出やその他の協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務局危機管理室防災企画課において処理する。

(横浜市防災会議への報告)

第10条 委員長は、委員会が調査を終了したとき、又は検討途中において報告を行う必要を認めたときには、当該検討に係る内容を横浜市防災会議に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。